

シルバー保険について

センターでは、万が一に備えてシルバー人材センター団体傷害保険、及び賠償責任保険に加入しています。保険料はセンターが負担し、事故報告に基づき保険給付の手続きを行います。

ケガをしたときは

◆直ちに医師の治療を受けてください。この場合、各自の健康保険証を使用していただきます。

◆ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自分で報告できないときは、そばにいる人に依頼してなるべく早く知らせてください。

(1) 傷害保険 -会員本人が身体に傷害を受けた場合-

保険金の 出る場合	1. 就業中の事故 2. 仕事場への往復中の事故 3. 総会・理事会・講習会（知識・技能修得を目的とするもの） 参加中、及びこの往復中の事故）
保険金の 出ない 場合	1. 故意または重大な過失による事故 2. 持病の場合（脳疾患・心神そう失等） 3. 腰痛などで他覚所見のないもの

傷害の程度				
	死亡	入院	通院	後遺傷害
支給条件	事故によるケガのため、事故日から180日以内に死亡したとき	事故によるケガの治療のため、事故日から180日以内の入院をしたとき	事故によるケガの治療のため、事故日から180日以内の通院をしたとき	事故によるケガのため、事故日から180日以内に後遺症が発生したとき
給付金	500万円	1日当たり5,000円 (ただし、180日以内)	1日当たり3,000円 (ただし、1事故につき90日が限度)	500万円

※詳しいことについては、事務局へお尋ねください。

(2) 賠償責任保険 -会員が就業中に他人の身体・財物に損害を
与えた場合-

保険金の出る場合	就業中、誤って他人に身体傷害（死亡やけが）を与えたり、他人の財物を損壊（壊したり・汚したり・なくしたり）した場合等、第三者に損害を与えた場合）
てん補される損害	1. 損害賠償金：賠償債務の弁済のために支払う金額 2. 緊急措置費用：応急手当、搬送等緊急措置に要した費用 3. その他に、争訟費用（訴訟費用・弁護士報酬等）等

限度額	身体賠償	1 名につき	1 億円
		1 事故につき	1 億円
	財物賠償	1 事故につき	1 億円
免責		1 事故につき	30,000 円

※詳しいことについては、事務局へお尋ねください。

自家用車を運転される会員の皆様へ

任意自動車保険への加入確認のお願い

平素は、公益社団法人天理市シルバー人材センターの事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

就業等で自家用車を運転される会員の皆様におかれましては、万一の交通事故に備え、任意自動車保険（対人・対物賠償等）への加入をお願いいたします。

つきましては、現在、自家用車を運転されている会員の皆様は、任意自動車保険に加入されているかをご確認くださいようお願いいたします。

また、任意保険の更新時には、保険期間が切れることのないよう、更新手続きについても十分ご確認ください。

会員の皆様が安心して就業していただくため、交通安全と事故防止へのご理解とご協力をお願いいたします。

公益社団法人 天理市シルバー人材センター